

色彩のみからなる商標

—出願における特定方法について—

会員 橋本 千賀子

要 約

今回の商標法改正によって色彩のみからなる商標の登録が認められることとなった。色彩の商標を出願、登録するにあたっては、(1)願書の記載から色彩の商標であると認められること、(2)商標が特定されていること、(3)出願された商標に識別力が認められること、の3つの要件を満たさなければならない。

この中で、商標を「特定する」ということはこれまでの商標登録出願にはなかった要素であり、権利取得及び権利化後の権利範囲特定において大変重要なポイントとなると考えられる。

本稿は色彩のみからなる商標の特定方法について、主に欧州及び米国の例を参照しながら検討を加えるものである。

目次

1. 色彩の商標の特定

- (1) 色彩のみからなる商標と認められるか否か
- (2) 十分に特定されているか否か
- (3) 色彩のみからなる商標と認識され、特定されていると認められるためには？

2. 外国での特定の例

- (1) 単色の場合
- (2) 複数の色の組み合わせ
- (3) 適用方法を特定した色彩
- (4) 地模様等

3. 国際出願の場合

4. まとめ

では具体的にどのような場合に色彩のみからなる商標と認められないかといえば、審査基準で挙げられているのは「特定の文字等を認識させることが明らかな場合」である。図形を認識させる場合については審査基準に明示がない。

では 地模様といえる例えば市松模様のようなパターンについてはどうかといえば、少なくとも第3条1項柱書には該当しないようである。但し、識別力の問題で第3条の各号に該当する可能性は高いだろう。また、特定のしかたが不十分であれば第5条第5号に該当するおそれもある。

1. 色彩の商標の特定

平成26年の商標法改正により、わが国においても色彩のみからなる商標の登録が認められることとなった。色彩の商標出願を認めるにあたり審査基準が改訂され、第3条の審査基準において出願商標が色彩のみからなる商標と認められるか否かについて記載され、第5条の審査基準において願書における商標の特定方法について記載されている⁽¹⁾。

(1) 色彩のみからなる商標と認められるか否か

改訂された審査基準第1, 2, 10. によれば、願書記載の商標及び商標の詳細な説明の記載から色彩のみからなる商標と認められない場合には第3条第1項柱書違反で拒絶となる。

(2) 十分に特定されているか否か

改正商標法第5条第4項によれば、色彩のみからなる商標について商標登録を受けようとするときは、その商標の詳細な説明を願書に記載し、又は経済産業省令で定める物件を願書に添付しなければならない、とのことであるが、色彩のみからなる商標の場合、物件を提出する場合は、多くの場合、実際の使用態様を示す資料となるであろう。そして、同条第5項によれば、商標の詳細な説明の記載及び物件は、出願にかかる商標を特定するものでなければならない、とされている。この「特定」が問題であって、特定できていない場合には、拒絶理由の対象となる(第15条第3号)。色彩のみからなる商標が「特定できている」とはどういうことであろうか。

審査基準第4, 7. によれば, 願書記載の商標が商標の詳細な説明及び物件において特定された商標の構成及び態様が一致しているかどうかの検討がされる。一致しない場合には, 願書記載の商標の構成及び態様の範囲に, 詳細な説明又は物件が含まれているか否かを判断し, その範囲に詳細な説明又は物件が含まれているならば特定されたとされる。

上記基準(3)によれば,

(イ) 色彩のみからなる商標として特定するものと認められる例として,

「色彩名, 三原色 (RGB) の配合率, 色見本帳の番号, 色彩の組み合わせ方 (色彩を組合せた場合の各色の配置や割合等) 等についての具体的かつ明確な説明が記載されている場合が挙げられている。

これに対して,

(ロ) 色彩のみからなる商標として特定しないものと認められる例として,

- ① 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載されている標章 (色彩) が一致しない場合。
 - ② 色彩を組合せたものである場合に, 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載された各色の配置や割合等が一致しないとき。
 - ③ 色彩を付する位置を特定したものである場合に, 願書に記載した商標と商標の詳細な説明に記載された色彩を付する位置が一致しないとき。
- が挙げられている。

(3) 色彩のみからなる商標と認識され, 特定されていると認められるためには?

上記に鑑みれば, 色彩のみからなる商標について出願されたものとして認められるためには, 第3条第1項柱書の要件 (色彩のみからなる商標であると認められること) を満たし, かつ, 第5条第5号の「特定されている」要件を満たす必要がある。

つまり, 色彩のみからなる商標の出願をする場合には, 願書の「商標の詳細な説明」の記載が重要となる。さらに「商標の詳細な説明」の記載の解釈によって識別力の認定, 権利範囲の特定にも影響があると考えられる。よって, 本稿ではどのように「商標の詳細な説明」の記載をすべきかについて主に欧州, 米国における色彩商標の例を参考に検討したい。

2. 外国での特定の例

(1) 単色の場合

単色からなる商標の登録については諸外国で様々な判決がある。

英国最高裁判所は2014年4月にCadburyのパントーン2685Cの紫の色調についての商標登録出願を拒絶した。この事件はNestlé v Cadburyとして知られている。Cadburyのブランドを所有していたKraft (現在はMondelez) は2004年にパントーン2685Cの紫色について英国商標登録出願をした。この商標は2008年に公告されたが, Nestléによって異議申立された。英国知財庁は2011年にNestléの主張を退け, Cadburyの紫色には識別力があると認めつつ, 指定商品の減縮を求めた。

そこでNestléは英国高等裁判所へ訴えたが, ともや棄却された。しかしCadburyの商標についてはさらに限定が加えられ, 指定商品からはダーク, ホワイト, プレーンチョコレートが除かれることとなり, ミルクチョコレートのみとされた。Nestléはさらに上訴し, 訴えが認められてCadburyの紫色からなる商標が拒絶されたものである。

Cadburyの商標見本は以下のものであった。商標の説明として「願書に表わされた紫色 (パントーン2685C) であって, 商品の包装の視認できる表面全体に付されるもの, 又は視認できる表面全体の主たる色彩であるもの。『*The colour purple (Pantone 2685C), as shown on the form of application, applied to the whole visible surface, or being the predominant colour applied to the whole visible surface of the packaging of the goods*』。」と記載されている。



Nestléによる異議申立が退けられ, Nestléがアピールした高等裁判所において2012年10月, この商標 (輪郭のない色彩) は標識であって, 視覚的に表現されるから欧州指令89/104第2条の要件を満たすもの, つまり不当に広い権利を得るという商標法の誤った適用にはあたらないと認められた。

これはLibertel事件⁽⁵⁾において認定された基準であ

る。しかし、Cadburyの紫色の場合には、解釈において明らかに無限の使用方法が可能であると考えられた。

Nestléはさらに商標の説明についても争っており、「紫色が包装において主たる色彩でありえる」ということは、説明が不明瞭であり不確定の要素を含むので、本件がLibertel事件の射程外であるとした。上記表現によると、包装上の紫色の量が異なる可能性があるし、色彩を付する位置、他の文字商標との組み合わせ方が異なる可能性がある。よって高等裁判所は商標の説明における「主たる (predominant)」の語の不明瞭さは甘受しうるものとした。

しかし最終的に最高裁判所でこの判断が覆されたのは、「主たる (predominant)」という語が用いられることにより、複数の使用方法が認識され、つまり複数の標識が登録されることを許容してしまうとの判断による。「主たる (predominant)」という語の不特定性によって当該商標から認められる標識が無限となるならば、商標権者は不当に広い権利を享受できることになってしまう。

このケースは、色彩のみからなる商標を特定する際に常に念頭に置かなければならない重要なポイントを示唆している。色彩はそもそもある程度数が限られたものであり、あらゆる業者が使用するものであるから、極めて限定された範囲でのみ独占が認められるべきであり、特定方法においても厳格に解すべきということである。

単色からなる商標を出願する際には、特に配慮が必要であろう。

(2) 複数の色の組み合わせ

2色からなる色彩商標については、欧州裁判所のHEIDELBERGER BAUCHMIE事件が有名である。

出願人、Heidelberger Bauchemie GmbH⁽⁶⁾の2色の組み合わせからなる商標（上半分が青色、下半分が黄色で、商標の説明には「考えうるあらゆるフォーム、特にパッケージ及びラベルに使用されるコーポレートカラーである」と記載されている）に関する出願拒絶に関して欧州裁判所は、

「あらかじめ決定され、統一された方法で系統的に色彩が配列されている場合 (systematic arrangement associating the colours concerned in a predetermined and uniform way)」において、

- ・色彩の組み合わせが「標識」として認識できる。

- ・視覚的に表現可能である。
- ・指定商品に関して識別力がある。

の要件を満たすならば登録可能であると判断した。

実際に欧州、米国において登録された色彩の組み合わせに関する商標としては以下のような例がある。

C T M



商標の説明：青色（パントーンの2925）と黒色（パントーンの黒色）であって青色の枠の中に黒色の円を中心とする同心円として描かれるもの

(A combination of the colours blue "(Pantone 2925)" and black "(Pantone Black)" applied to the products in concentric circles with a black circle in the middle within a blue frame.)

色：Blue and black. Blue: "Pantone 2925"; black: "Pantone Black".

権利者：ROXTEC AB

使用による顕著性：Yes

指定商品：6 Cable and pipe penetration seals, made from metal.

17 Cable and pipe penetration seals, made from plastic or rubber.

19 Cable and pipe penetration seals, non-metallic.

C T M



商標の説明：商標は青色の長方形からなる。長辺と並行して、上方及び下方に細い黄色のラインが、少しの間隔をあけて表示されている。(The trademark represents a blue rectangle. Parallel to the entire length of the rectangle, above and below it, is a thick yellow line, separated from the main rectangle by a slight gap.)

色：Blue: PANTONE Code 2748 CMJN Code: cyan
100% magenta 88% black 14% yellow: PANTONE
Code 109 CMJN Code: yellow 100%

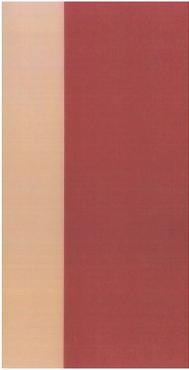
権利者：Jean Henaff S.A.

使用による顕著性：No

指定商品：29 食肉，肉製品等

30 ミートパイ，サンドイッチ

C T M



商標の説明：暗赤色（パントーンの7623）及びベージュ（パントーンの7502）からなる色彩の商標。色彩の割合は2（暗赤色）：1（ベージュ）。

(The coloured trademark consists of the colour combination of dark red ("Pantone 7623") and beige ("Pantone 7502"). The ratio between the colours in this case is 2 (dark red): 1 (beige))

色：Dark red: ("Pantone 7623"), beige: ("Pantone 7502").

所有者：Feldsaaten Freudenberger GmbH & Co. KG

使用による顕著性：No

指定商品：31 種子，植物等

C T M



商標の説明：黒，だいたい色，パールホワイトの配合からなり，この順番で上から下へそれぞれ約33%ずつの割合で配置されている商標。

(The trademark is a combination of the colours black, orange, pearl white, which are arranged in this order from top to bottom in an area ratio of approximately 33% each)

色：Black ("RAL9005"), orange ("RAL2004"), pearl white ("RAL1013").

権利者：Putzmeister Engineering GmbH

使用による顕著性：No

指定商品：7 Construction machines, machines for mixing, conveying and processing building materials.

35 Retailing and wholesaling, including via the Internet, in the field of construction machines and machines for mixing, conveying and processing building materials; Sales promotion for others.

我が国においても，今後，上記の例のような形で色彩の組み合わせからなる商標を特定した出願がされるであろう。このような特定方法は審査基準にも記載されている。しかし，色彩のみからなる商標については原則として識別力はないと判断されるので，使用による顕著性をいかに立証するかが問題となるだろう。

立体商標の出願が導入された際にも，しばらくの間は平面商標とともに立体商標が使用されていたことを示す証拠によっては立体商標の周知性が認められなかった。色彩のみからなる商標の使用実績を示す際に，文字商標，図形商標との組み合わせからなる使用の証拠がどのように評価されるかに注目したい。

(3) 適用方法を特定した色彩

色彩のみからなる商標はまた，物品への適用方法を特定して登録することもできる（但し物品の形状については権利は認められない）。このような色彩はトレードドレスの一つの要素としても重要であり，その観点から出願・登録されている例もある。たとえば以下のようなものである。

CTM出願商標（拒絶されたもの）



商標の説明：水を入れたボトルの視認可能な表面すべてに着色した場合にはコバルトブルーである色彩からなり、例を添付の写真に示す。

(The trade mark consists of the colour cobalt blue, when applied to the entire visible surface of a bottle containing water, an example of which is shown in the attached photograph.)

色：Cobalt blue

権利不要求：写真に示したボトルの形状に権利を要求しない。(No exclusive rights are claimed in the shape of the bottle shown in the photograph.)

出願の状況：拒絶

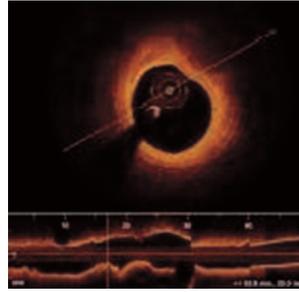
使用による顕著性：No

権利者：Ty Nant Spring Water Limited

指定商品：Class 32: Bottled mineral water, bottled spring water, bottled aerated water, bottled water.

このような商標は、立体商標として出願することも可能であると思われる。しかし、立体商標とする場合には形状についても特定されることとなり、色彩のみからなる商標として出願する場合とは使用による顕著性の立証においても異なることになるし、権利化された後の権利範囲についても違いが生じる。よって、どのような保護を希望するか、どのように周知性を立証できるかによって、適切な出願の方法を採択しなければならない。

CTM



商標の説明：医療用画像に使用される画像、及びOCT画像を表示する媒体にあらわされる金色からなる商標 (The mark consists of the color gold as shown in the image as applied to a medical image and other mediums displaying an OCT image.)

色：Dark brown, light brown, gold, orange and yellow

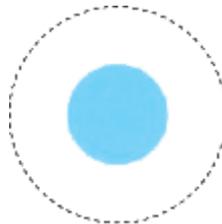
権利者：LightLab Imaging, Inc.

使用による顕著性：No

指定商品：9 医療用画像用の光コヒーレンス・トモグラフィ用ソフトウェア等

10 血管画像機器及び医療用画像及び臨床顕微鏡検査用のモダリティ等の医療用機械器具

米国商標登録



商標の説明：

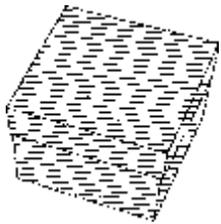
青色が商標の特徴としてクレームされる。本商標はファスナーの頂面に付される青色からなり、青色の円の直径はファスナーの頂面の直径の約半分である。線で描かれた部分及びファスナーの頂面の環帯は本商標のファスナーにおける位置を示すものであり、商標の特徴としてクレームされるものではない (The color(s) blue is/are claimed as a feature of the mark. The mark consists of the color blue as applied to the top face of a fastener, where the diameter of the blue circle is about one-half the diameter of the face of the fastener. The matter in dotted lines and the annulus of the top face of the fastener shows the

position of the mark on the fastener and is not claimed as a feature of the mark.)

権利者：Tiffany and Company

- 指定商品：16 Holders for notepads.
 18 Handbags, tote bags, duffel bags, toiletry bags sold empty.
 20 Non-metal key rings, namely, leather key rings.
 25 Gloves.

米国商標登録



商品の説明：本商標はコマドリの卵のような青色とよくいわれる青色の色調からなり、箱に使用される。破線で示された部分は様々な大きさの箱を表し、本商標の位置を示すものである。箱の形状はクレームされていない。図面の斜線部分は青色であり、色彩が本商標の特徴である (The mark consists of a shade of blue often referred to as robin's-egg blue which is used on boxes. The matter shown in broken lines represents boxes of various sizes and serves to show positioning of the mark. No claim is made to shape of the boxes. The drawing is lined for the color blue, and color is a feature of the mark.)。

権利者：Tiffany and Company

- 指定商品・役務：3 香水類他
 8 食器類
 14 ジュエリー，時計類他
 16 文房具類他
 18 皮革製品，バッグ，財布等
 21 クリスタルグラス，クリスタルの食器類等
 25 ネクタイ，スカーフ，ベルト
 35 アクセサリー，時計，食器，文房具その他の小売及びカタログ通販

米国商標登録



商標の説明：線で表した部分は青色を示し、色彩が本商標の特徴である。(The drawing is lined for the color blue, and color is a feature of the mark. The drawing of the box is outlined in dotted lines.)

権利者：Tiffany and Company

- 指定商品・役務：3 香水類他
 8 食器類
 14 ジュエリー，時計類他
 16 文房具類他
 18 皮革製品，バッグ，財布等
 20 写真立て等
 21 食器類，香水入れ等
 25 ネクタイ，スカーフ，ベルト
 28 ガラガラ，ゴルフボールのメーカー
 35 アクセサリー，時計，食器，文房具その他の小売及びカタログ通販

米国商標出願 (補助登録簿に出願中)

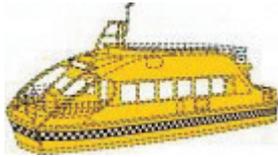


商標の説明：本商標はラベル，シール，本体を除くワインボトル全体に付される銀色，赤色あるいは他のあらゆる色のグリッター仕上げからなるものである。(The mark consists of a glittery finish applied to the entirety of a wine bottle, excluding its label, seal, and base, whether in silver or red or any other color.)

権利者：Hope Wine, LLC

- 指定役務：36 ワイン，スパークリングワインの販売による慈善のための募金

米国商標登録



商標の説明：黄色，黒，白が本商標の特徴としてクレームされる。黄色いボートの船体上にあらわされた黒と白の市松模様からなるものである。図面上破線で描かれたものは本商標の配置を示すものであり，本商標の特徴ではない。(The color(s) yellow, black and white is/are claimed as a feature of the mark. The mark consists of a black and white checkerboard design on the hull of a yellow boat. The matter shown in broken lines on the drawing serves to show positioning of the mark and is not a feature of the mark.)

権利者：New York Trans Harbor LLC

指定役務：39 船による乗客及び貨物の輸送

色彩の商標として登録を得た場合には，色彩（の組み合わせ）について権利を主張できるので，立体商標よりも広い保護を受けられるようにも思われる。しかし，一方で，形状は同じだが色彩が違う場合には権利が認められないだろう。実際，上記のような商標の説明では，形状については権利を要求しないことが明示されている。

さらに，ある部分に色彩を施すことについて権利を受けたい場合には，位置商標とすべきか色彩の商標とすべきかという選択肢がある。

よって，状況に応じて取得する権利を選択しなければならない。また，上記のような登録が日本で認められた場合に，それによって受けられる保護の範囲はどのようなのかについての判断が課題となるであろう。

(4) 地模様等

C T M



商標の説明：色彩付の商標の表示に示されたとおり，銀色（パントーン 877）及び赤（パントーン 200C）が交互に少し傾斜して，縦にあらわされたものについて保護が要求されている。二色の配合は銀色（パントーン 877）が 50% 及び赤（パントーン 200C）が 50%。(Protected rights are claimed for the colours silver (Pantone 877) and red (Pantone 200 C) as shown in the representation of the coloured trademark, arranged alternately next to one another, on edge and on a slight diagonal. The ratio of the two colours is 50% silver (Pantone 877) and 50% red (Pantone 200 C).)

色：Silver (Pantone 877), red (Pantone 200).

権利者：Drinks & Food Vertriebs GmbH

使用による顕著性：No

指定商品：32 Energy drinks, non-alcoholic beverages, including soft drinks, energy drinks.

C T M



商標の説明：本商標は見本に描かれた色彩の配合からなるものであり，紺色（CMYK の組み合わせ：C97 M97 Y45 K56）から青色（CMYK の組み合わせ：C85

M50 Y6 K2) を経て、薄青色 (CMYK combinations C46 M9 Y2 K3) となるぼかしであり、店舗の看板、販促物、広告、包装材料、ウェブ広告、ウェブページ、下げ札、店舗の内装及び備品、スクリーンセーバーの表面のほぼ全体に付されるものである。(The mark consists of the colour combination depicted in the sample, per se, being a graduation of colours from dark blue (CMYK combinations C97 M97 Y45 K56), through mid blue (CMYK combinations C85 M50 Y6 K2), to the colour light blue (CMYK combinations C46 M9 Y2 K3) as applied to the majority of the surface of shop signs, marketing, advertising, packaging material, web adverts, web pages, swing tickets, bill boards, shop fixtures and fittings, screen savers.)

色 : Blue

権利者 : O2 HOLDINGS LIMITED

使用による顕著性 : No

指定商品・役務 : 第 9, 35, 36, 37, 38, 39, 41, 42, 43, 44, 45 類の商品及び役務

C T M



商標の説明 : (特になし)

色 : オレンジ, ピンク, 赤, 緑, 青のさまざまな色調 ("Pantone 151, 179, 485, 200, 225, 376, 362, 348, 2935 and 298".)

権利者 : FABRIMODE

使用による顕著性 : No

指定商品・役務 : 18 皮革製品等
25 被服, 履物, 帽子
35 被服, 履物, 帽子の小売

上記のような地模様については、識別力があることを立証する必要はあると思われるが、以下の例のようにすでに我が国で通常の商標登録が認められた例が多数ある。

登録第 1874184 号



登録第 4436418 号



登録第 5443410 号



よって、今後我が国で、地模様を色彩の商標として出願するか、通常の商標として出願するかは考慮すべき点である。色彩の商標として出願する場合には、3条1項柱書によっては拒絶されないと思われるが、特定のしかたによっては5条により拒絶される可能性があるだろう。また、十分に特定されているとしても、当該特定された商標について識別力があることの立証ができなければ3条により拒絶となる。

3. 国際出願の場合

国際出願において色彩のみからなる商標を出願する場合には、MM2 フォームの7において、(b) Where the reproduction in item (a) is in black and white and color is claimed in item 8, place a color reproduction of the mark in the square below. または (d) The mark consists exclusively of a color or a combination of colors as such, without any figurative element. をチェックすることになる。そのうえで、8. COLOR(S) CLAIMED 又は 9. (e) Description of the mark (where applicable), (g) The applicant declares that he wishes to disclaim protection for the following element(s) of the mark の欄に必要な応じて記入する必要があると思われる。

しかし、国際出願は最終的に各指定国において権利を認められることになるので、各指定国で十分な保護が受けられるような記載をするように配慮が必要となる。

4. まとめ

上記において、米国、欧州における色彩の商標の例

を挙げたが、いうまでもなくこのような特定のしかたによって我が国でも登録を受けられるというものではない。しかし客体としては、これらと同様のものについて保護が求められることが十分に考えられる。

その際に、改訂された審査基準に沿って出願方法を決定しなければならないが、考慮すべきポイントとしては、どのような保護を期待するのか、特定のしかたとしては十分であるか、識別力の立証が可能であるか、というような点であろう。合わせて、登録商標の使用がどのような態様に対して認められるかについても現時点では明確ではない。

外国の登録例からわかるとおり、色彩は実際のビジネスにおいて非常に重要な要素であると同時に、本来的には独占になじむものではない。今後、特にパッケージやインターネットにおいて、マーケティングや商品企画の観点からだけでなく、商標的な観点からも使用する色彩の使用について検討を加える必要がある。

実際の制度運用については今後の判断が待たれるところである。

以上

(参考文献)

- (1)特許庁 商標審査基準 改訂第11版 説明会テキスト
- (2)パテント Vol.62 No.5 青木博通著「色彩、動き、音等の『新しいタイプの商標』の保護」
- (3)パテント Vol.64 No.5 中村 仁著「新しいタイプの商標と識別性」
- (4)パテント Vol.67 No.4 大島 厚著「輪郭のない色彩商標」
- (5)Case C-104/01 Libertel Group BV vs. Benelux - Merkenbureau [2003] E.C.R. I-3793 at Para. 20
- (6)Case C-49/02 Heidelberger Bauchemie GmbH [2004] E.C.R. I-6129
- (7)Office for Harmonization in the Internal Market のウェブサイト <https://oami.europa.eu/eSearch/>
- (8)USPTO のウェブサイト <http://www.uspto.gov/trademark>
- (9)INTA のウェブサイト <http://www.inta.org/TradeDress/Pages/TradeDress.aspx>

(原稿受領 2015. 2. 27)